

第2号議案 平成26年度事業計画並びに収支予算承認の件

1. 情勢並びに業務の方針

(1) 一般情勢

平成25年は、安倍自公政権が目指すアベノミクスによる経済政策により、それまでの円高が一気に円安に走り、株価も急激な上昇を見た。

これにより業績を伸ばした企業も多く、企業業績の向上に伴う賃金の引き上げも期待されており、今後は緩やかな景気上昇が期待されている。

但し、TPP交渉の行方や、電気料金の値上げ問題、年金減額問題等、さらには4月からの消費税引き上げもあり、どのような形で国民生活に影響を及ぼしてくるのか不安定な要素もある。

また、平成26年に入り、米国における金融の量的緩和縮小に伴い新興国経済に不安定な状況も見られ、株価が急激に上下する等、予断を許さない情勢にある。

(2) 酪農情勢

国内においては、TPP交渉の行方や高止まりの飼料価格等の影響で、依然として生乳生産が増加の兆しを見せていない中で、全国的にも生産基盤の回復が最大の課題となる。また、原発事故による風評被害の一掃や放射能汚染地域の早期の除染完了も重要な課題となる。

酪農家戸数はいまや2万戸を割り、国民の健康に資する食品としての安定かつ安全な牛乳生産のためには、酪農家の経営努力達成に対する適正な所得補償対策や農地に対する直接支払制度が導入され、実行されるべきであると考えられる。

農業は多面的機能を有する産業であり、我が国の自然環境の維持や有機農業等の取り組みに対する努力に広く国民の理解を得る中で、所得政策に支えられた持続的な安定経営による生産を図ることが重要であると考えられる。

(3) 業務の方針

本会は国内における酪農家戸数の減少や厳しい経済情勢のなかで、酪農生産

者の利益を代表し、将来にわたり我が国酪農が持続的に発展できるよう、役職員一丸となり組織の全力を挙げて努力してまいります。

具体的な活動に当たっては、全国酪農民との強い連携を図りながら、酪政連、全酪連、日ホ協など友好団体とも連携して、農政・調査研究・情報提供・視察研修・酪農共済・会館運営等事業全般にわたり適正かつ柔軟な活動を行ってまいります。

2. 総会・役員会・監査会・基本対策委員会等の開催

- (1) 年度総会（6月30日）〔法人〕
- (2) 役員会（6月30日、27年3月予定、その他決算理事会を6月13日に開催予定）
〔法人〕
- (3) 監査会（6月12日、11月中旬予定）〔法人〕
- (4) 酪農基本対策委員会（10月9日～10日予定）〔継4〕
- (5) 事業推進委員会（年2回予定、他随時開催）〔継4〕
- (6) 三役・経営委員会（随時開催）〔法人〕
- (7) 酪農ネットワーク委員会（全国3カ所、4月、10月17日開催予定）〔継4〕
- (8) その他各種委員会（随時）

3. 農政活動〔継4〕

本会は「提言」の趣旨に添い、その実現を目指して農政活動の柱として位置づけ、政府国会や関係機関に訴えて参ります。さらに、家族経営を中心とする日本酪農の持続的発展のため情報と提言を発信し、酪政連をはじめ関係団体と連携してその実現のために全力を尽くして参ります。

〔取組むべき重要課題〕

- (1) 酪農経営安定対策と生産者乳価要求実現のための活動
- (2) 平成27年度加工原料乳生産者補給金及び関連対策等の要求実現のための活動
- (3) WTO 農業交渉及び EPA, FTA 交渉における国益の堅持のための活動

- (4) TPP 交渉における公約の順守を求める活動
- (5) 震災並びに放射能汚染による被害への復興・復旧・除染対策の政策要請のための活動
- (6) 平成27年度政府酪農予算の確保のための活動

4. 指導事業

(1) 酪農講演会の開催〔継3〕

全国3ブロックにおいて、「夢に向っていまできることを！」をテーマにその時代の関心の高い事項・問題について、各界の専門家の講演会を開催する。また、農水省畜産部の協力を得て、酪農情勢の講演も実施する。開催予定は下記のとおり。

- 西日本地区 4月4日（岡山県）
- 東日本地区 4月18日（新潟県）
- 北海道地区 10月17日（札幌市予定）

(2) 酪農ネットワーク委員会の開催〔継4〕

全国のおよそ130名余りの委嘱した委員を、酪農講演会の開催時に合わせて招集し、本会事業への理解と支援をお願いするとともに、委員相互の情報交換の場を提供することを目的に開催する。また、委員には農水省の発表する各種資料を印刷して配布する。

(3) 会員相互の協調と組織の強化に関する活動〔継4〕

会員団体の支援並びに会員及び組織の要請による各種講演会の企画等、きめ細かな対応により組織強化と協調を図る。

(4) 事業推進委員会において協議し、役員会において承認された事業について、当年度の主要な指導事業として実施する。〔継4〕

① 地域酪農生産活性化対策支援事業（第2次基金事業）

平成25～27年度の第2次基金事業のための第2年度の助成事業を推進する。詳細については、諮問委員会において決定した内容によることとし、平成

26年度については平成26年2月末締め切りまでの事業申請に対し助成することとし、会員並びに酪農共済取扱い団体に通知した。

② 「酪農未来塾」の開催

平成26年度においては、11月27日～28日の開催を予定して、全国の酪農後継者を対象に、国際化の進展や政治・経済の変革期を踏まえその情勢並びに酪農乳業等の情勢についても研修を行い、地域酪農の指導者の育成を図ることとする。

③ 酪農研究会専門部会の活動

昨年発信した緊急提言の実現に向け、様々なステージにおいて活動を継続してゆくこととする。また、新たな取り組みについては役員並びに有識者の意見を吸収する中で、緊急を要する課題について検討する。

(5) その他の指導事業

① 未加入専門組織の会員加入推進を図る〔法人〕

② 酪農後継者育成事業による青年後継者の助成による派遣〔継1〕

③ ㈱北海道協同組合通信社との共催による第35回オールニッポン・ホルスタインコンテストの実施〔継4〕

④ 酪農資料室の充実〔他4〕

5. 情報提供事業〔継2〕

(1) 全酪新報の紙面充実と拡売、広告の拡大による情報提供事業の強化

(2) 日本の畜産・農業を直撃する TPP 問題について、引き続き政府・与党の動向や対応、参加国との交渉を巡る情勢、農業・畜産団体などの反対運動を中心に農政の動きに焦点を当てたい。

(3) 議論が開始された食料・農業・農村基本計画や酪肉近代化基本方針、酪農・乳業対策大綱の検証と見直しに向けた政府・与党の動きを逐次報道する。

(4) 2年連続で生産が減少する見込み等の最新の生乳需給の状況や上昇している海外の乳製品価格の情勢について報道する。

- (5) 配合飼料、粗飼料の値上がりが経営を直撃している中での流通飼料の情勢や政府が制度改革を検討した配合飼料価格制度・対策に関する動きに引き続き注目するとともに、主産地である米国等の飼料穀物原料の産地情勢などを逐一報道していきたい。
- (6) 東京電力・福島原子力発電所事故による放射性物質汚染は、依然として汚染飼料・堆肥などの処理、代替粗飼料の確保など、課題が山積しており、引き続き生産現場の実態、関係団体の要望などを積極的に取り上げていきたい。
- (7) 酪農経営改善など生産現場に密着した記事の充実などにより紙面の充実を図る。また、会員や共済取扱い組合等との協力を得て、見本紙配布を行いながら部数増加を図る（このほか酪農ネットワーク委員、酪農共済推進担当者との連携を密にした新聞購読を推進する）
- (8) 全酪連、日本ホルスタイン登録協会など友好団体や酪農団体との連携による特集号、特集ページの製作など、紙面の充実と広告収入の拡大による収支の改善を図る。
- (9) カラーページ広告の拡大、異業種などの広範な広告収入の確保などにより、収支の改善につなげる。全酪新報の広告営業については、一部成果が出てきたホームページの有料広告との相乗効果も踏まえながら、さらに新規広告の開拓に努める。
- (10) 平成26年度の主な広告・特集では、平成25年度に特集（広告）を実施した団体・会社・総務省などの再獲得を目指す。また、すでに特集記事と併せた広告の拡大（4月20日号予定）が1社で予定されているなど、特集記事と併せての広告の拡大を検討していく。また、酪農共済制度の関連による特集広告やポスターの広告、海外視察、酪農共済優待旅行の関連のポスター作成に合わせた広告を検討する。
- (11) ホームページによる情報提供事業の充実のために適宜、内容のリニューアルを行いながら、全酪新報と関連させた記事並びに広告の獲得を目指す。酪農生産者以外の酪農乳業関係者や消費者など、幅広く情報発信が可能なことから牛乳

乳製品の消費拡大やその効能などをアピールする情報提供に努めるものとする。

(12) 全酪新報付録「写真ニュース」の定期的（7月・12月の年間2回）な発行

(13) 会員や他団体の会報作成への協力

(14) 酪農情勢メモ、酪農関係統計資料の配布や EU、米国、オセアニアなどの海外情報の入手とその迅速な提供を全酪新報並びにホームページ等により提供する。

6. 視察研修事業

(1) 視察研修旅行の実施

第48回目を迎える「ヨーロッパ酪農視察研修」と「第22回北米・カナダ酪農視察研修」を中心に実施する。その他、酪農共済加入者優待旅行は、世界遺産のアンコールワット遺跡で有名なカンボジアを訪ねる5日間の旅を割安価格で実施する。また、酪農婦人研修「オーストリア・ウイーン音楽の旅」についても12月実施で企画する。

① 第48回ヨーロッパ酪農視察研修の実施〔継1〕

平成26年9月出発、9日間の日程で実施する。本年は、昨年同様の日程とし、最初にスウェーデンの家族経営の牧場を視察、その後デンマーク農業理事會を訪問してデンマーク酪農の現状を研修する他、近代的な設備を誇る家族経営の牧場を訪問する。また、ドイツ北部の比較的小規模の家族経営の農場も視察する。スイスでは厳しい環境下にある山岳酪農の現実を研修。フランスでは牛乳乳製品の流通の調査を行うほか、スイス・ユングフラウ登山やパリのルーブル博物館等各地の観光名所を見学する。

② 第22回北米カナダ酪農視察研修の実施〔継1〕

平成26年11月出発予定、8日間の日程で実施する。本年もカナダ・トロントで開催する「ロイヤル・ウインターフェア2014」を視察する。

その他、カナダ・オンタリオ州及び米国サンフランシスコの大型酪農場とチーズ工場の視察、さらに全酪連サンフランシスコ事務所の米国酪農・飼料

情勢の講演も予定している。

③ 酪農共済加入者優待旅行の実施〔他1〕

平成27年1月出発予定で、アンコールワット遺跡を訪ねる「カンボジア5日間の旅」を格安料金で実施する。

④ 酪農婦人のための「オーストリア・ウィーン音楽の旅」の実施〔他1〕

平成26年12月18日出発予定、6日間の旅。

音楽の都ウィーンでのコンサート鑑賞や、ツアー参加者のための特別コンサートなど、クリスマスを迎える華やかな街を満喫する旅です。

⑤ 役員研修「デンマーク酪農視察」旅行の実施〔継4〕

本年7月中旬出発を予定し、我が国酪農の原点とも言われるデンマーク酪農の現状を6日間で視察する。EUでは2015年3月31日をもって生乳のクォータ制度を廃止し、量、価格とも市場原理にゆだねることとしているが、デンマークの酪農家の考えや今後の政策対応等についても研修、さらにデンマーク農業理事会と組合資本の乳製品工場の訪問も予定。

⑥ 視察研修事業への協力援助〔継1〕

酪農関係の組合、酪農家その他関係者の行う国内外全般にわたる視察・研修に対し、低廉かつ有意義な研修旅行ができるよう、企画立案、視察先手配、通訳、世話役の派遣等に協力する。

⑦ 酪農後継者育成事業による助成派遣〔継1〕

第48回ヨーロッパ酪農視察団に青年後継者を団体推薦により助成派遣する。また、全酪連が開催している全国酪農青年女性会議の全国大会経営発表入賞者を第22回北米・カナダ酪農ツアーへ本会及び全酪連の共同助成により例年通り派遣する。

⑧ 平成26年度実施予定酪農視察旅行のポスターを製作、関係先に配布して参加者の積極的な掘り起しを行う。〔他2〕

7. 酪農共済事業〔他3〕

〔方針〕

生産者の高齢化と後継者不足による酪農家の減少、円安による飼料高騰に伴うコスト上昇等酪農経営にとっては依然として厳しい状況が続いている。酪農共済事業は本会事業推進のための財政的基盤の根幹をなすものであり、本年もまた共済加入者の確保さらには新規加入者の拡大を重要な命題として、取扱い団体との協力・連携の下に役職員一丸となり、全力をあげて取り組むこととする。

〔平成26年度の推進計画〕

- 酪農共済制度の基盤確立をめざし、推進活動を展開するものとする。
本会推進担当職員に対し酪農共済、酪農ハイメディカル SUPER それぞれ推進目標を設定し、目標達成に全力を注ぐものとする。（共済1,000口目標・酪農ハイメディカル SUPER 1,000人目標）
- 酪農共済本体の大型化、増口運動を強力に推進するとともに、新規加入の拡大、若年や婦人層の一層の加入率向上に努める。
- 酪農ハイメディカル SUPER の掛金が、平成26年3月より改定されたが、新規加入推進を積極的に展開し、一層の加入率向上に努める。
- 酪農共済制度の普及と活性化のため全酪新報の紙面を活用し、「酪農共済制度特集号」を作成する。制度の趣旨説明や給付事例等を紹介し解約防止に努めるほか、積極的に PR 活動に努める。
- 「酪農年金」、「こども共済」、「火災共済」の推進については制度の特性を活かした推進を図る。
- 新「酪農傷害補償制度」については、積極的な普及推進を図る。
- 「酪農業賠償責任補償制度」及び「バルククーラー保険」及び「クーラーステーション保険」は酪農共済取扱い団体を中心に加入推進に努める。
- 共済取扱い団体の担当者との連携を密にするため、また、きめ細かい推進活動を実現するため、全国三ブロックにおいて「共済推進会議」を開催する。この席上で推進功労者と推進優良団体の表彰を行う。

- 北海道及び九州駐在による迅速な対応と一層の効率的な推進を進める。同時に共済取扱い団体の新規開拓に努める。
- 酪農共済事務処理のスピード化を図るため、コンピューターシステムによる一層の事務合理化と迅速化を進める。

[制度の活性化計画]

- (1) 酪農経営の法人化に伴い、雇用者の福利厚生のための保険制度の充実を図る傾向が増えていることから、主に災害事故に備えた安い掛金での共済制度を特約として検討する。
- (2) ブロック別の事務担当者および推進担当者会議（合同）を積極的に開催し、制度内容の周知をはかる。

[酪農共済の加入推進等に対する特別措置]

(1) 酪農共済本体推進に対する特別措置

- 平成26年1月1日から12月1日までの酪農共済及び酪農ハイメディカルSUPER及び新酪農傷害共済の加入実績に応じ、平成27年1月実施予定の酪農共済加入者優待旅行へ招待または優待などの特別措置を実施する。「カンボジア5日間の旅」を予定。
- 酪農共済制度特別奨励の実施
 - ① 保有維持奨励
酪農共済の年度末保有口数が昨年度末の保有口数を維持した団体に対し交付する。
 - ② 高率加入奨励
保有維持奨励の対象とはならないが酪農共済の加入が高率な団体に対し交付する。
 - ③ 若年層加入奨励金は、50歳以下の酪農共済の新規加入または増口加入実績に対し、取扱い団体に交付する。
 - ④ 酪農共済本体の新規及び増口加入された方に対し記念品を贈呈する。
 - ⑤ 不幸にして亡くなられた方に対し、花輪を贈る。

(2) 酪農ハイメディカル SUPER 推進に対する特別奨励措置

酪農ハイメディカル SUPER に新規加入及び1口増加入された方に対し記念品を贈呈する。

(3) 新酪農傷害補償制度の推進に対する奨励措置

新酪農傷害補償制度に新規加入された方に対し記念品を贈呈する。

(4) 酪農共済制度基盤拡大特別推進奨励措置

「酪農ハイメディカル SUPER」の年度末保有口数プラス10口の実績達成の場合、年度末保有口数に対し、1口当たり1,000円を「特別推進費」として支給する。[プラステン推進]

8. 会館賃貸事業〔他4〕

- ① 本会が所有する酪農会館の2階以下の賃貸並びに3階以上の分譲部分の適切な管理業務を行う。
- ② B1貸室業務については、特別会議室の貸し出し、和室の貸し出し等、利用率を高める有効策を検討してゆく。
- ③ 将来の建て替えに備えて、分譲部分の買収（買戻し）を進める。また、近隣の土地を含めた再開発について検討する。

9. 出版及び文化財の頒布斡旋〔他2〕

- (1) 平成27年用酪農暦の製作頒布
- (2) 平成27年用酪農手帳の製作頒布
- (3) 平成26年版酪農関係金融手引書（制度資金、補助事業、リース事業）の刊行頒布
- (4) 絵で見る酪農技術書「続牛飼いの眼」の頒布
- (5) 酪農簡易簿記帳の新版の作成と頒布

10. 地方にて開催の畜産共進会等については、会員を中心として申請に基づき、賞状並びに記念品を授与する。〔継4〕

11. 事務合理化の強化

酪農共済、火災共済、財務会計及び新報購読者管理等については、その都度システムの更新を図るなど、コンピューターによる迅速化・正確化に努める。